

# 令和7～9年度三原市放課後児童クラブ運営業務受注者 プロポーザル選定募集要項

## 1 要旨

三原市では、本市が実施する放課後児童健全育成事業について、民間活力の導入により、より充実したサービスを提供し、児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブ運営業務受注者選定のための公募型プロポーザルを実施し、提案業者の当該業務に関する知見、技能、経験等を見極め、本業務に最も適した受注者を選定する。

## 2 業務概要

### (1) 業務名称

令和7～9年度三原市放課後児童クラブ運営業務

### (2) 業務内容

別紙「令和7～9年度三原市放課後児童クラブ運営業務仕様書」のとおり

### (3) 委託料上限額

852,000 千円

ただし、各年度における委託料上限額は、次のとおりとする。

令和7年度：283,545 千円

令和8年度：283,545 千円

令和9年度：284,910 千円

なお、受注者の選定は、小学校区を基本としたブロックごとに実施するが、各ブロックの委託料上限額については、令和7～9年度三原市放課後児童クラブ運営業務仕様書別紙1の「1 対象の児童クラブ・支援員配置の最低基準・委託料上限額」に示す「③委託料上限額」のとおりとする。

### (4) 委託期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日

## 3 参加資格

次のいずれにも該当する団体であること。

- (1) 三原市内に事業所を有している、又は委託期間の開始までに三原市内に事

業所を構えることが確約できること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 参加申込日において、建設業者等指名除外要綱（平成 17 年三原市要綱第 204 号）の規定に基づく指名除外の措置要件に該当しない者
- (4) 参加申込日において、法令に基づく営業停止処分及び競争入札参加資格者指名の停止を受けていないこと。
- (5) 参加申込日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）に基づく再生手続きの開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 市税等を滞納していないこと。
- (7) 令和 6～8 年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿に登録されていること。登録されていない場合は、登録に必要な書類を併せて提出すること。
- (8) 三原市暴力団排除条例（平成 24 年三原市条例第 4 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに掲げる者でないこと。

#### 4 提出書類

##### (1) 参加申込書類

番号	提出書類	様式等
①	令和 7～9 年度三原市放課後児童クラブ運営業務受注者プロポーザル選定参加申込書	様式第 1 号
②	法人の沿革、事業概要がわかるもの	任意
③	法人の定款又は寄付行為の写し（提出日から 2 か月以内のもの）	任意
④	法人の登記簿謄本（提出日から 2 か月以内のもの）	任意
⑤	法人の印鑑証明書（提出日から 2 か月以内のもの）	任意
⑥	財務諸表（直近 2 年分）	任意
⑦	三原市に対して税の滞納がない証明（納税義務がある業者のみ） ※令和 6～8 年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿に登録されていない場合のみ提出が必要	任意
⑧	消費税及び地方消費税の納税証明書 ※令和 6～8 年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿に登録されていない場合のみ提出が必要	任意

(2) 企画提案書類

番号	提出書類	様式等
①	企画提案書 ※1	任意
②	支援員名簿	様式第2号
③	業務を円滑に実施するために活用する各種様式や規則等(就業規則等)	任意
④	見積書(ブロックごとに提出すること。)	様式第3号
⑤	見積書の詳細 ※支援員の人件費の内訳、積算方法については、わかるように記載すること。 ※仕様書中の「6(2)コ支援員の処遇(ウ)」の事業を実施する場合は、その金額と内訳の詳細がわかる書類を併せて提出すること。	任意
⑥	その他市が指定する書類 ※追加の提出を求めた場合のみ	

※1 番号①「企画提案書」は、市が求める仕様の内容を考慮し、作成することとし、特に次の内容について記載すること。また、企画提案書は、A4サイズ両面で20ページ以内とすること(表紙は除く。)

(1) 法人に関すること

- ・同業務、類似業務の受注実績
- ・本業務の受注体制、担当者等

(2) 児童クラブの運営体制

- ・児童クラブを安定して運営するための体制及び方針
- ・支援員の雇用に関する考え方
- ・支援員の処遇に関する考え方(委託料内における処遇改善、補助金を活用した処遇改善等)
- ・支援員のスキルアップに向けた取組

(3) 児童の受入に関すること

- ・児童の受入に関する考え方
- ・支援が必要な児童の受入、対応等

(4) 児童の健全育成に関すること

- ・児童の育成に関する基本方針
- ・児童クラブで実施する支援内容、年間計画

(5) 利用者対応に関すること

- ・保護者との連絡体制、方法

- ・保護者からの要望、苦情への対応方法
- (6) 事業運営に関すること
- ・学校との連携体制、方法
  - ・個人情報の管理、取扱方法
  - ・日常の安全管理、非常時の対応方法
  - ・児童がけがを負った場合の対応方法
  - ・児童虐待等が疑われる場合の対応方法
  - ・感染症、食中毒等の対策
- (7) 独自提案に関すること
- ・実施する独自の取組とその効果

## 5 提出方法

### (1) 提出期日及び提出書類

#### ア 参加申込書類

- (ア) 提出期日：令和6年11月18日（月）午後5時15分まで【必着】
- (イ) 提出書類：「4(1)参加申込書類」の番号①～⑧
- (ウ) 提出部数：10部（原本は1部、残り9部は写しで構わない。）

**※必ず、提出前に「プロポーザル提出書類チェックリスト」で確認し、提出時にはチェックリストを添付すること。**

#### イ 企画提案書類

- (ア) 提出期日：令和6年11月29日（金）午後5時15分まで【必着】
- (イ) 提出書類：「4(2)企画提案書類」の番号①～⑥
- (ウ) 提出部数：10部（原本は1部、残り9部は写しで構わない。）

**※必ず、提出前に「プロポーザル提出書類チェックリスト」で確認し、提出時にはチェックリストを添付すること。**

### (2) 提出先

本書中の「11 資料提出及び問合せ先」に持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は、土・日曜、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

## 6 選定方法（公募型プロポーザル方式）

提出された企画提案書等を基に、市職員で構成する選定委員会においてヒアリング審査を行い、提案内容全般を総合的に評価し、評価点の平均点が最も高く、かつ評価基準点以上の1事業者を、優先契約交渉業者として選定する。

### (1) ヒアリング審査実施方法

1社当たり40分（説明20分、質疑応答20分）とする。

### (2) ヒアリング審査実施日程及び会場

日程：令和6年12月12日（木）

会場：三原市役所本庁舎5階 501・502会議室

（三原市港町三丁目5番1号）

詳細な時間については、別途通知する。

※当日市が準備するものは、投影スクリーン及び延長コードのみとする。

その他機材を使用する場合は、各自準備すること。

### (3) ヒアリング出席人数

1社当たり5人までとする。

### (4) 審査項目

別紙1「令和7～9年度三原市放課後児童クラブ運営業務受注者プロポーザル選定審査表」に基づき審査する。

### (5) 結果通知

審査結果については、申請書類の提出があった全事業者に書面で通知するとともに、選定結果について三原市ホームページに掲載する。

## 7 質疑応答

### (1) 提出方法

質疑がある場合は、「令和7～9年度三原市放課後児童クラブ運営業務受注者プロポーザル選定質問表（様式第4号）」により質問事項を箇条書きにし、本書中の「11 資料提出及び問合せ先」に電子メールで送信すること。なお、受信確認のため、送信した際は、電話でその旨を連絡すること。

### (2) 提出期限

令和6年11月18日（月）午後5時15分まで

### (3) 回答方法

全ての質疑に対する回答を、全参加申込業者に電子メールで送信するとともに、三原市ホームページに掲載する予定である。

(4) 回答予定日

令和6年11月20日（水）

## 8 スケジュール

令和6年11月7日（木）	募集公示（募集要項・仕様書公表）
令和6年11月7日（木）	書類提出受付開始，質問受付開始
令和6年11月18日（月）	参加申込書類提出期限、質問提出期限
令和6年11月20日（水）	質問回答予定日
令和6年11月29日（金）	企画提案書類提出期限
令和6年12月12日（木）	ヒアリング審査実施
令和6年12月下旬	選考結果通知予定

## 9 その他

- (1) 企画提案に関する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 企画提案に関する資料は、返却しない。
- (3) 提出書類を受理した後は、内容の追加及び修正はできない。
- (4) 提出書類は、本プロポーザル以外には使用しない。
- (5) 募集要項、仕様書配布後は、子育て支援課のほか関連部署への営業活動等の情報収集活動を禁止する。
- (6) 提案内容に虚偽があった場合は、提案を無効とする。
- (7) 契約締結日までの間において、「3 参加資格」の要件を満たさなくなった場合は、契約の相手方となることはできない。
- (8) 参加申込後、辞退する場合は、別紙「令和7～9年度三原市放課後児童クラブ運営業務受注者プロポーザル選定参加辞退届（様式第5号）」を提出すること。
- (9) 提出書類は、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第18条第3項第3号の意思表示がない場合、三原市情報公開条例（平成17年3月22日三原市条例第12号）に基づく開示が実施されることがある。
- (10) 選定結果についての不服及び異議申し立ては認めない。

## 11 資料提出及び問合せ先

三原市こども部子育て支援課 担当：岡田

〒723-8601 広島県三原市港町三丁目5番1号

Tel 0848-67-6045 Fax 0848-67-5934

E-Mail アドレス [kosodate@city.mihara.hiroshima.jp](mailto:kosodate@city.mihara.hiroshima.jp)